

2024年11月1日

お取引先 各位

支払方法（電子記録債権・手形サイト）の一部変更のご案内

J F Eシビル株式会社
購 買 部

拝啓 貴社益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。
平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、弊社では、国土交通省通達（国不建推第10号：令和6年4月30日付）および
中小企業庁・公正取引委員会通達（20240423中庁第4号/公取企第153号：令和6年4
月30日付）による手形等のサイト短縮要請を踏まえ、協力会社の皆様への支払条件を
下記の通り一部変更することといたしましたのでご案内いたします。

敬 具

記

1. 支払方法の変更内容

外注契約、資機材契約すべてにおいて、資本金3億円以下の協力会社への手形（約束
手形、電子記録債権）支払いサイトを、下記の通り短縮します。

（現 行） 120日

（変更後） 60日

- ※ 支払いサイト変更後も、貴社とのその他のお取引条件（締日、支払日、電子記録
債権・手形割合等）は従来通りで変更はございません
- ※ なお、資本金3億円超の協力会社への期日現金支払いサイトは、120日のまま変
更はございません

2. 変更時期

2024年10月締切り11月末支払い分

- ※ 2024年11月1以降の新規契約から支払いサイトを変更するとともに、それ以前
の既契約で検収残のある取引も、既契約のまま11月末支払い分から変更します

3. お問い合わせ先

本件に関するお問い合わせは、下記までお願いいたします。

購買部 奥田、尾関 Tel 03-3864-3718

以 上